

**- 県民と協働による道路環境づくり -**

**愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)**

**- 応募要領 -**

**愛媛県土木部道路維持課**

# 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）応募要領

## — 目 次 —

### ○事業の概要

1. 目的	1
2. 事業内容	1
3. 事業の効果	2
4. 実施フロー	3

### ○応募要領

1. 企業等（スポンサー）の応募資格	4
2. 対象となる道路照明灯	4
3. 道路照明灯の規格	5
4. 応募手続き等	5
5. 役割分担	6
6. 企業等（スポンサー）の決定	6
7. 協定の締結	7
8. 表示板	7
9. その他	7
参考 表示板（イメージ）	8
別添 道路照明灯の器材に関する基準	9
参考資料 県管理道路における道路照明灯設置基準（案）	11

### ○様式類（P13～24）

(1) 応募申込書（応募要領第4関係（様式-1））	13
(2) 申込み結果通知書（応募要領第6（1）関係（様式-2））	16
(3) 協定書（案）（実施要領第6関係）	18
(4) 受領通知書（応募要領第5（2）関係（参考様式））	27

### ○実施要領（P29～30）

## 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）の概要

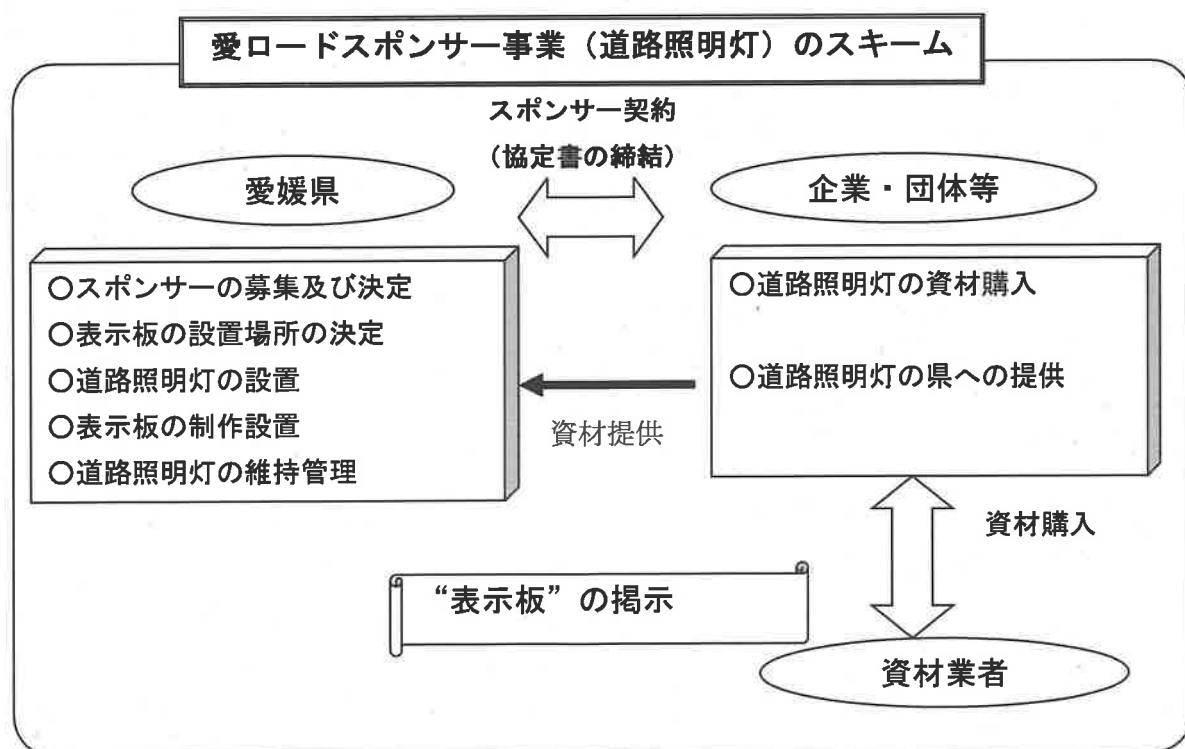
### 1. 事業の目的

○厳しい財政事情の中、道路の維持管理に対する住民のニーズの多様化に対応し、適切な道路環境を保全するとともに、安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するため、道路照明灯の資材提供に協力する企業及び団体等（以下「企業等（スポンサー）」という。）を募集し、企業等（スポンサー）と愛媛県（以下「県」という。）が協働して県管理道路に照明灯を設置する事業を実施します。

### 2. 事業内容

○県が必要とする道路照明灯の新設及び更新にあたり、道路照明灯の材料費に要する経費を企業等（スポンサー）が負担するかわりに、県が協力を受けた旨の表示板を設置します。

- ・企業等は、道路照明灯を購入し県に提供していただきます。
- ・県は、企業等（スポンサー）からの資材提供を受けて、道路照明灯を設置するとともに、表示板（10年程度）を設置します。（表示板は県が作成します。）



### 3. 事業の効果

**①良好な道路環境が確保され、道路交通の安全性が向上します。**

・道路照明灯を設置することにより、環境整備と道路交通の安全性が向上します。また、地域に密着した企業等（スポンサー）が道路照明灯の設置に協力することにより、県民の目線に合わせたきめ細かい柔軟かつ迅速な対応が可能となります。

**②参画した企業等のイメージアップに伴い、地域が活性化します。**

・道路照明灯の整備に企業等（スポンサー）が参画することにより、企業のイメージアップ（社会貢献）につながり、地域に密着した企業イメージが形成され、企業等と地域が一体となった地域としてのイメージアップにもつながり、地域全体の活性化につながります。

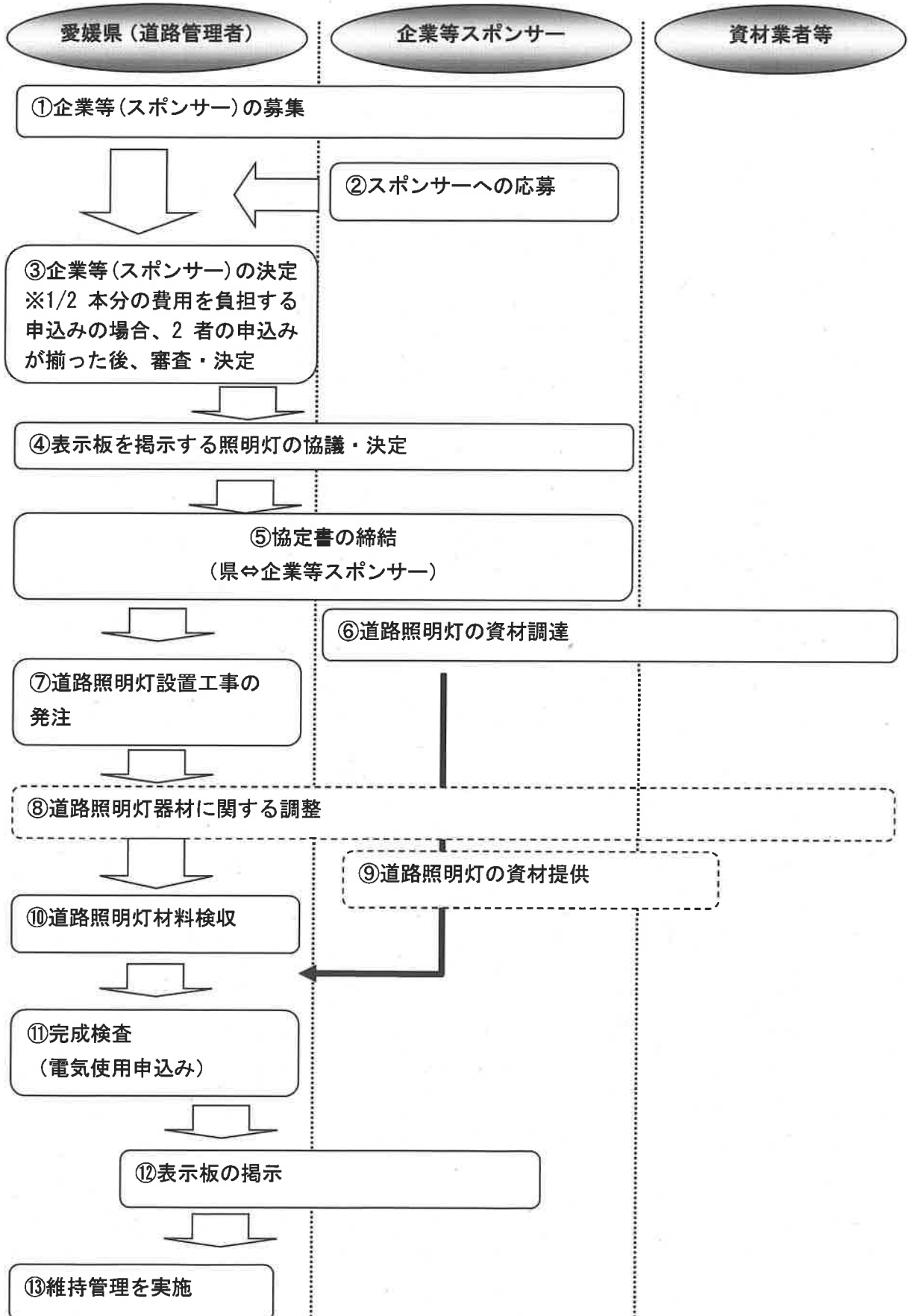
**③県民協働型社会の形成に寄与します。**

・行政が行うべき事業について、県民が地域の課題を自らの課題として見つめなおし、県民の自主的、主体的な活動を尊重しつつ、様々な県民で構成されている企業等（スポンサー）と協働で進めることで、県政への県民参加の促進につながります。

**④その他、道路維持管理費用の低減が見込まれます。**

・民間の発想、行動原理を持つ企業等（スポンサー）が、直接資材を購入することにより、費用の削減も可能となります。また、県にとっても、道路維持管理費用の低減が見込まれます。

# 事業の事務フロー



## 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）の応募要領

### 1. 企業等（スポンサー）の応募資格

スポンサー事業の趣旨に賛同する企業等を対象とします。

#### ○対象となる企業の範囲

- ・①～③すべてに該当する企業等とします。

①法人又は団体であること

②次に掲げる企業等でないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの

イ 消費者金融・高利貸しに関わるもの

ウ たばこに係るもの

エ ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

オ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

カ 民事再生法又は会社更生法による再生又は県の指名停止措置要領に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

キ 代表者又は役員に暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者が含まれるもの

ク その他、県が適当でないと認められるもの

③本県内に事業所を有するなど、本県との関わりが認められる企業等であること

- ・複数の企業等（スポンサー）又は複数の企業等（スポンサー）が任意団体等を構成し応募することも可能です。

原則、個人は対象外といたします。

### 2. 対象となる道路照明灯

スポンサー事業の対象となる道路照明灯は、原則として既に県が設置している道路照明灯の更新及び今後交通安全上設置が必要な箇所における道路照明灯の新設で、県が必要と判断したものに限りします。

- ・当該年度の「制度の概要」（別ファイル）に基づく箇所を対象とし、1/2本分からでも申し込みできます。

なお、詳細については、最寄りの各地方局建設部又は土木事務所（4.（2）問い合わせ及び申し込み先参照）にお問い合わせ下さい。

- ・道路照明灯が必要となる箇所については、【参考資料：県管理道路における道路照明灯設置基準（案）】により判断しています。

### 3. 道路照明灯の規格

企業等（スポンサー）は、道路照明灯を購入いただき、県に提供していただきます。購入いただく道路照明灯は、県が定める性能、構造、材質等を満たすものとします。

- ・企業等（スポンサー）が負担する道路照明灯の材料費は、道路照明灯1基あたり280千円程度と試算していますが、設置場所等により変動することがあります。
- ・なお、道路照明灯の器材詳細については、別添-2「道路照明灯器材基準（案）」によるもののほか、関係する各地方局建設部・土木事務所と協議のうえ決定します。

### 4. 応募手続き等

#### (1) 応募手続き等

応募を希望される場合には、応募申込書（様式-1）を提出してください。なお、必要に応じて県が必要とする書類の提出を求めています。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募申込書（様式-1）</li> <li>※必要に応じて求める書類 例）</li> <li>・ 「商業登記事項証明書（原本）」：現に効力を有する部分のみで可。</li> <li>・ 「定款」：（最新のもの）</li> </ul>
応募期間	・ 随時受付（ただし、詳細は関係事務所等にご確認ください。）
書類の提出方法	・ 下記問い合わせ先へ持参

※応募に要する費用は全て応募者の負担とし、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

#### (2) お問い合わせ及び申し込み先

- ・ 詳しい内容や申込み手続きについては、次の問い合わせ・申し込み先までお問い合わせください。

申込み箇所	問い合わせ・申し込み先	申込み箇所	問い合わせ・申し込み先
四国中央市	四国中央土木事務所用地管理課・建設課 0896-24-4455	大洲市、内子町	大洲土木事務所事業管理課・道路課 0893-24-5121
新居浜市、西条市	東予地方局建設部管理課・道路課 0897-56-1300	八幡浜市、伊方町	八幡浜土木事務所管理課・道路課 0894-22-4111
今治市、上島町	今治土木事務所管理課・道路課 0898-23-2500	西予市	西予土木事務所事業管理課・道路課 0894-62-1331
松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町	中予地方局建設部管理課・道路第一、二課 089-941-1111	宇和島市、鬼北町、松野町	南予地方局建設部管理課・道路課 0895-22-5211
久万高原町	久万高原土木事務所用地管理課・道路課 0892-21-1210	愛南町	愛南土木事務所用地管理課・建設課 0895-72-1145

## 5. 役割分担

### (1) 企業等（スポンサー）の役割

- ①企業等（スポンサー）は、資材業者等から道路照明灯を購入し、県に提供します。
- ②県が企業等（スポンサー）の協力により設置した旨のサイン（以下「表示板」という。）の設置後、企業等の名称変更等により表示板の変更が生じた場合は、企業等（スポンサー）が設置します。

・なお、道路照明灯の提供にあたっては、直接資材業者から納入していただいてもかまいません。

### (2) 県の役割

- ①県は、企業等（スポンサー）が行う道路照明灯の器材調達にあたり、必要に応じて情報提供を行い、企業等（スポンサー）に協力します。
- ②県は、提供を受けた道路照明灯を設置します。
- ③県は、企業等（スポンサー）と協議の上、表示板を設置する道路照明灯を決定し、道路照明灯に企業等（スポンサー）の協力を受けた旨の表示板を設置します。
- ④県は、企業等（スポンサー）がスポンサー事業を行う際に必要な関係機関との協議等について協力します。

・道路照明灯の納入にあたって、県において検収を行い、県が定める性能、構造、材質等を満たさない場合には、改めて基準を満足する製品等に交換を求めます。（この場合の費用は、スポンサーが負担願います。）

## 6. 企業等（スポンサー）の決定

県は、応募者の中から、県において「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）実施要項」に基づき、企業等（スポンサー）の適否を判断し、決定します。

### (1) 企業等（スポンサー）の決定方法、時期及び審査結果の通知

- ・県は、提出された書類に基づき審査を行い、企業等（スポンサー）の決定を行います。
- ・また、複数の企業等（スポンサー）又は複数の企業等（スポンサー）によって構成された任意団体等の場合には、任意団体等を構成する企業等（スポンサー）それぞれについて、応募資格を審査します。

なお、同一箇所に複数の応募者がある場合には、別途調整します。

- ・決定までの期間は、書類提出後、概ね30日程度を予定しています。

ただし、2分の1本分を費用負担する場合、2者が揃うまでは決定を保留することとし、スポンサーの申込みから概ね30日以内に2者が揃わない場合、申込みを無効とさせていただくことがあります。（県との協議により保留期間を決定します。）

- ・審査結果は、応募者（但し、提出書類から連絡先の確認できない者を除く）に速やかに文書で通知します。

なお、審査の内容についての問い合わせには応じられません。



## (2) 企業等（スポンサー）の決定を取り消し

- ・ 次の場合には、企業等（スポンサー）の決定を取り消します。
  - ① 企業（スポンサー）としての決定から協定締結までの間に、企業等について資金事情の変化等により道路照明灯の資材調達が不確実であると県が判断した場合。
  - ② 著しく社会的信用を損なう等によりふさわしくないと県が判断した場合。
  - ③ 企業等が応募者としての資格を失った場合

## 7. 協定の締結

「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）の実施にあたっては、企業等（スポンサー）と県が、「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）協定書」を締結します。

## 8. 表示板

### (1) 大きさ・表示概要等

表示板は、企業等（スポンサー）の協力により設置された道路照明灯又は企業等（スポンサー）が希望する1つの既設道路照明灯の維持管理上支障がない位置に巻きつけて、協力いただいた企業名等を表示するものとします。（松山市は1枚、それ以外の市町は2枚）

### (2) 大きさ、色彩等

表示板の大きさは、横15cm×縦70cmとし、デザイン・材質等は、県が決定します。

- ・ 表示板のデザイン（色彩等含む）等については、愛媛県及び関係市町の屋外広告物条例等により、関係市町との協議によっては、変更する場合があります。  
また、企業等（スポンサー）名の表示面積は、愛媛県及び関係市町の屋外広告物条例等により制限されます。
- ・ 松山市以外で設置する2枚の表示板が重なる場合、横幅を短くすることがあります。

### (3) 設置期間

表示板の設置期間は、10年間とします。  
契約期間終了後は、県により撤去します。

- ・ 天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は県が撤去する必要が生じた場合及び表示板の設置が困難となった場合はこの限りではありません。
- ・ 表示板設置後に企業等が実施要領第3条に反した場合は、表示板を撤去するものとします。

## 9. その他

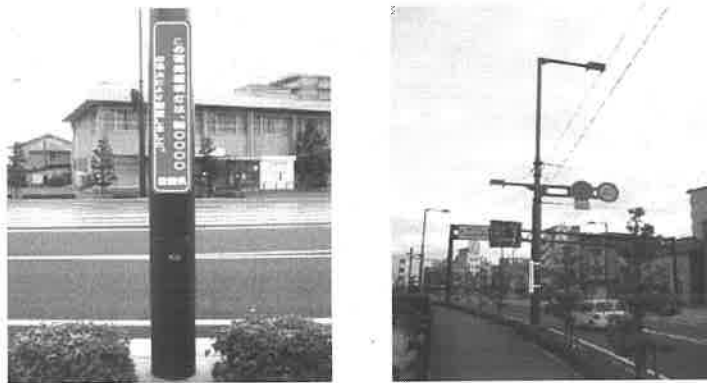
企業等（スポンサー）は、自社等が所有管理する情報発信媒体において、スポンサー事業活動を紹介することができます。

- ・ 掲載紹介するにあたっては、事前に県に承認を求めてください。

【参考：表示板（イメージ）】

愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）

看板のイメージ



(一)道路公園線 道後公園前

松山市とそれ以外の市町で取扱いが異なります。

・松山市以外の表示板は裏面を合わせる形で2枚を同じ高さ、2枚が一体になるようにバンドで貼ります。また、車道・歩道と、照明灯の中心から表示板の中心を結んだ線が直角となるように設置します。  
 ・松山市は歩道側に1枚のみ貼り付けます。（企業名等が2社の場合は、2社を併記します。）

平面図



立面図



【表示板仕様】

表示板：150×700mm

取付方法：バンド取付（ステンレスバンド）

色彩：下地（緑色）、文字（白色）

※表示板のデザイン（色彩等含む）等については、愛媛県及び関係市町の屋外広告物条例等により関係市町との協議によっては、変更する場合があります。

※①は資材提供のあった道路照明灯に表示する場合（全市町）

②は松山市以外で資材提供のあった道路照明灯以外の既設照明灯に表示する場合  
 なお、「(株)〇〇〇も道路照明灯の整備に協力しています。」の文字の面積は全体表示面積の5/10以内となります。

③は松山市で資材提供のあった道路照明灯以外の既設照明灯に表示する場合  
 （表示板例は2社記載していますが、1社からの提供の場合、1社のみ記載します）

## 【別添】

### ●道路照明灯の器材に関する基準

道路照明灯の照明用器材の調達にあたっては、下記のとおりとする他、「道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月（社）日本道路協会）」によるものとする。  
なお、その他詳細については、関係する各地方局建設部・土木事務所と協議して定める。

#### 記

#### 1. 光源（ランプ）及び安定器

- (1) 効率が高く寿命が長いこと
- (2) 周囲温度の変動に対して安定であること
- (3) 光源は光色と演色性が適切であること

#### 2. 照明器具

- (1) 照明器具はグレアが少なく高い照明率が得られる配光特性を有するものであること。
- (2) 照明器具は、長時間にわたりランプを安全に点灯させるために必要な電気性能、機械性能、防水性能、耐蝕性能等を有するものであること。
- (3) 道路の付属物として、設置場所に適した外観を有し、維持管理が容易なものであること。
- (4) ポール又は構造物の取付部は十分な強度を有し、作業性及び維持管理に配慮した構造を有するものであること。
- (5) なお、ランプはLED灯を標準とする。

#### 3. ポール

- (1) 灯具の性能を十分発揮させるように保持し、設置場所に適した外観を有するとともに、灯具の配列に応じて経済的な形状及び構造を有するものであること。
- (2) 灯具及びポールに加えられる外力に対して十分な強度や耐久性を有するとともに、設置場所に応じた耐食性を有するものとする。  
(最大瞬間風速60m/secに耐えられるものとし、設計条件及び強度計算は、JIS S1101によるものとする。)
- (3) ポールは安定器等を取付け得る構造のものとする。

#### 4. その他の器材

##### (1) 自動点滅器

自動点滅器は、自然光の明るさに応じて回路を開閉させる機能を有し、動作が確実に長期間安定に作動するものとする。

##### (2) 自動調光装置

自動調光装置は、野外輝度又は鉛直面照度あるいは時刻に応じて明るさのレベルを制御する機能を有し、動作が確実に長期間安定に作動するものとする。

(3) 配電盤

配電盤は、自動点滅器あるいは自動調光装置などの信号を受けて、光源を点滅または減光するための必要な機能を有し、設置場所の条件に適合した外観や形状及び構造を有するものとする。

(4) 電線

電線は、許容電流値、電圧降下等を考慮した太さのもので、使用場所に適合した絶縁体、シースまたは外装を有するものとする。

(5) 管路

管路は、収容する電線を保護するために必要な太さと強度、耐久性を有し、敷設する場所の条件に応じた施工性等を有するものとする。

## 【参考資料】

### ●県管理道路における道路照明灯設置基準（案）

#### 【設置箇所にかかる基本的な考え方】

#### 1. 連続照明

- (1) 市街地部の道路で、歩道等の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量（25,000台/日以上）及び歩道等の利用者数の多い区間
  - ・歩車道境界に防護柵が設置されていない場合
  - ・中央帯が設置されていない場合
  - ・歩行者が通行できる中央帯がある場合
  
- (2) 市街地部の道路で車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量（25,000台/日以上）の多い区間
  - ・長い直線部で走行速度が高くなるおそれのある区間
  - ・曲線部などで道路線形が視認されにくい区間
  
- (3) 市街地部の道路で、上記（1）及び（2）以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間
  - ・交通事故が多発している区間又は多発するおそれのある区間
  - ・夜間において歩道等の利用者が極めて多い区間
  - ・道路外からの光が道路交通に影響を及ぼす区間
  - ・霧等が発生しやすい特殊な気象条件下にある区間
  - ・路肩、車線、中央帯の幅員が標準値以下に縮小されている区間
  - ・夜間交通が著しく複雑となる区間
  - ・連続照明のある他の道路と接続している区間
  - ・前後の局部照明が設置され、その間隔が短い区間

#### 2. 局部照明

- (1) 信号機の設置された交差点又は横断歩道
  - ・信号機が設置されていない交差点又は横断歩道については、必要に応じて設置することができる。
  
- (2) 橋梁
  - ・長大橋梁（概ね橋長100m以上）
  - ・中小橋梁においても、幅員の縮小規定等により事故の発生するおそれがある箇所や霧等が発生するなど走行条件が悪い箇所については必要に応じて設置することができる。
  
- (3) 夜間の交通上、特に危険な箇所
  - ・同一箇所で夜間の事故が多発している箇所。なお、中山間地等交通量の少ない箇所にあつては、過去に事故の発生が確認されれば、必要に応じて設置することができる。

(4) 歩道等

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による“重点整備地区”にある歩道等については、必要に応じて設置することができる。

(5) 道路の幅員構成等が急激に変化する場所

- ・車線数が減少する箇所
- ・車道幅員が急激に変化する箇所（ボトルネック箇所）
- ・路肩幅員が急激に変化する箇所

等については、必要に応じて設置することができる。

(6) 道路線形が急激に変化する場所

- ・見通しの悪い屈曲部、屈折部
- ・平面線形の連続性が悪い場所（曲線半径が大きく変化する場所）
- ・縦断線形の連続性が悪い場所（縦断勾配が大きく変化する場所）

等で警戒予告標識が設置されている場所については、必要に応じて設置することができる。

(7) 踏切

- ・遮断機その他の保安設備がない踏切については、必要に応じて設置することができる。

(8) 公共施設に接続する道路の部分

- ・駅、市民会館、病院等の大規模な公共施設等の入り口で、夜間におけるこれらの施設への出入り交通のため、交通流に乱れが生じると考えられる箇所においては、必要に応じて設置することができる。なお、中山間地にあつては、集会所や公民館等も含むものとする。

(9) 乗合自動車停留施設

- ・定期運行バス停やスクールバスの乗降場所には、必要に応じて設置することができる。

(10) 休憩施設

- ・道の駅や道路残地等を活用した停車帯等には、必要に応じて設置することができる。

(11) 上記(4)から(11)以外で、局部照明を必要とする特別な状況にある場所

- ・霧等が発生するなど特殊な気象条件下で走行条件が悪い箇所については、必要に応じて設置することができる。
- ・切り通し部や函渠など、一旦事故が発生した場合、逃げ場がなく二次的事故につながりやすく、交通のネックになるなど影響が大きい場所については、必要に応じて設置することができる。

※「道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月（社）日本道路協会）」参照。

様式 1 (応募要領第 4 関係)

「愛ロードスポンサー事業 (道路照明灯)」応募申込書

年 月 日

愛媛県〇〇地方局長 様

住所 \_\_\_\_\_

企業名等 \_\_\_\_\_

担当者(連絡先) 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

「愛ロードスポンサー事業 (道路照明灯)」実施要領第 4 の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

申込み箇所	_____市・町・村_____地内
-------	-------------------

路線名	国道・県道 _____
-----	-------------

申込み 道路照明灯	該当項目に○を記入				
	申込 番号	新設・更新 の別	設置箇所	道路形状	備考 (本数)
	①	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	②	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	③	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	④	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑤	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑥	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑦	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑧	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑨	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
	⑩	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路	
合 計				_____本	

添付図書	・案内図 (1/____) ____枚 ・詳細図 (1/____) ____枚 ・その他: _____ (1/____) ____枚
------	--

※複数の企業等 (スポンサー) によって構成された任意団体等の場合には、構成する企業等 (スポンサー) の一覧表を別途添付すること。

※備考欄に本数を記入すること。

なお、2分の1本分の場合には、その旨を記載すること。

■案内図（縮尺 1 / \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_枚 / \_\_\_\_枚中

※申し込み箇所の概略の位置がわかる図面で可。

※申込書の道路照明灯ごとの申込番号を該当箇所に記入してください。



■詳細図（縮尺 1 / \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_枚 / \_\_\_\_\_枚中

※住宅地図等を代用しても可。

※申込書の道路照明灯ごとの申込番号を該当箇所に記入してください。  
※道路照明灯の箇所が道路上でどの位置か、概ねの位置を記入してください。

〇〇第 号  
年 月 日

〇〇〇〇 株式会社  
代表者 〇〇 〇〇 様

愛媛県〇〇地方局長

「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」への申込み結果について

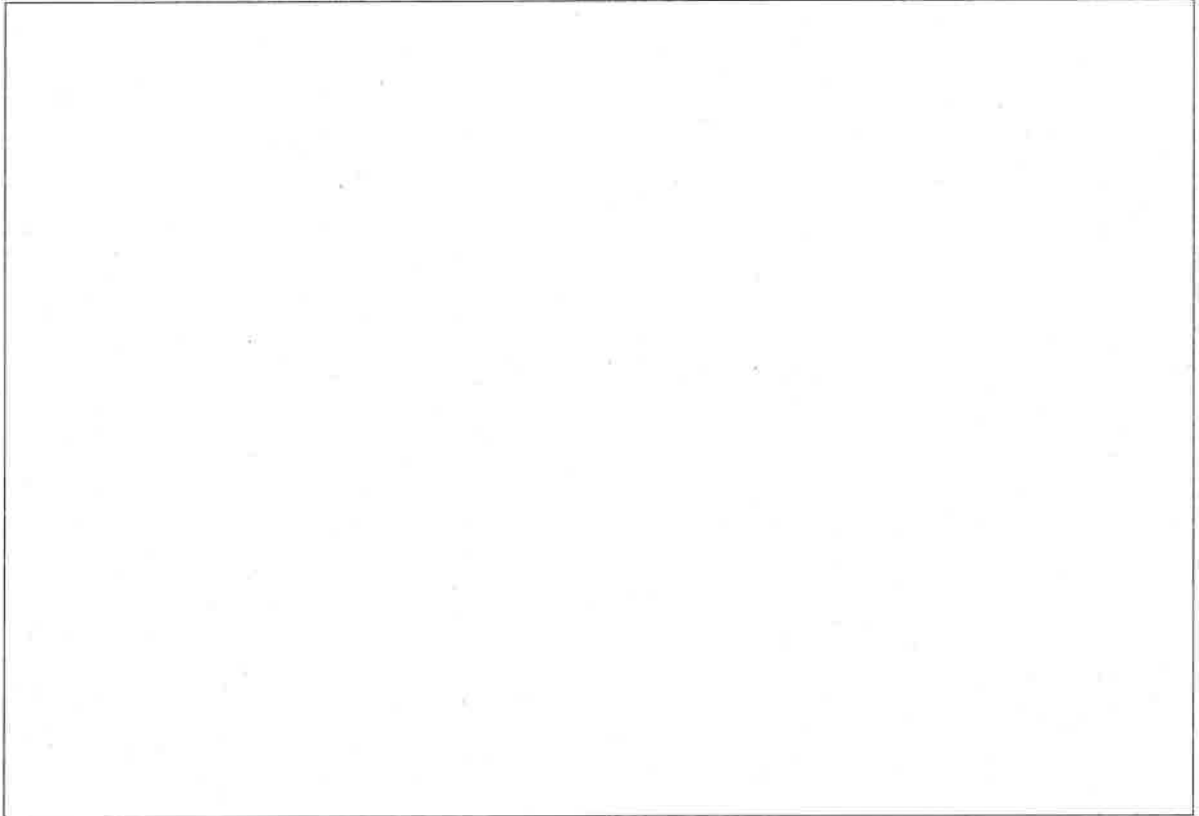
年 月 日付けで、貴社よりお申し込みのありました「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」につきまして、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

なお、事業の実施にあたっては、「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」実施要領第6条の規定に基づき、協定を締結する必要がありますので、後日、協定書の案を送付させていただくことを申し添えます。

記

- 1 箇所：〇〇市〇〇地内
- 2 路線名：主要地方道 〇〇〇線
- 3 事業対象道路照明灯（詳細別紙のとおり）  
申込番号 〇、〇、〇 計〇本
- 4 事業対象外道路照明灯  
申込番号 〇、〇、〇 計〇本  
対象外とした理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 1 位置図



## 2 事業対象道路照明灯一覧

申込番号	新設・更新の別	設置箇所	道路形状	本数	備考 (審査結果)
①	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
②	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
③	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
④	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑤	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑥	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑦	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑧	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑨	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
⑩	新設・更新	上り線・下り線	交差点・単路		
合 計			本		

## 【1者との協定】

### 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）協定書（案）

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と愛媛県〇〇地方局長（以下「乙」という。）は、協働により道路照明灯の設置を行う「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」について、「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）実施要領」（以下「実施要領」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### （事業の対象）

第1条 甲と乙が協働して設置を行う道路照明灯は、別紙のとおりとする。

#### （役割分担）

第2条 甲は、良好な道路交通環境を確保するため、乙が行う道路照明灯の更新または新設に必要な照明灯の資材について提供を行うものとする。

2 乙は、提供を受けた資材をもとに道路照明灯を設置するとともに設置する照明灯又は同一地方局建設部若しくは同一事務所管内で、甲が希望する既設照明灯で県が了解したものの支柱部分に甲の協力を受けた旨のサイン（以下「表示板」という。）を（2枚、同一の道路照明灯の同じ高さに）設置するものとする。ただし、乙が表示板設置後、甲の名称変更等による表示板の変更が生じた場合は、甲が設置するものとする。

3 乙は、甲が行う照明灯の資材調達及び必要な関係機関との協議について協力するものとする。

#### （表示板の設置）

第3条 表示板のデザイン等は、別図のとおりとする。但し、関係市町との協議により、変更が生じる場合には、この限りではない。

2 表示板は、甲に何らかの権利を発生させるものではない。

3 表示板の設置期間は、10年間とする。ただし、天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は乙が撤去する必要が生じた場合及び、表示板の表示が困難になった場合はこの限りでない。

また、表示板設置後に、甲が実施要領第3条に反した場合は、表示板を撤去するものとする。

(損失補償等の不請求)

第4条 甲は、表示板が10年以内に消去された場合、いかなる事由を問わず甲に対して、損失補償その他名目を問わず一切の請求権を有しないものとする。

(疑義等)

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 ○○○○○○○○  
代表者 ○○○○ ○○ ○○ 印

乙 愛媛県○○地方局長  
○○ ○○ 印

【施行注意】

※複数の企業等（スポンサー）と協定書を締結する場合には、それぞれの企業等（スポンサー）と協定書を締結すること。

※括弧書きの下線部分は、松山市に照明灯を設置する場合は削除すること。

## 【2者との協定（2分の1本分の資材提供）】

### 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）協定書（案）

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）と愛媛県〇〇地方局長（以下「丙」という。）は、協働により道路照明灯の設置を行う「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」について、「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）実施要領」（以下「実施要領」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### （事業の対象）

第1条 甲乙丙が協働して設置を行う道路照明灯は、別紙のとおりとする。

#### （役割分担）

第2条 甲乙は、良好な道路交通環境を確保するため、丙が行う道路照明灯の更新または新設に必要となる照明灯の資材について提供を行うものとする。

2 丙は、提供を受けた資材をもとに道路照明灯を設置するとともに設置する照明灯、又は同一地方局建設部若しくは同一事務所管内で甲乙が希望する既設照明灯で県が了解したものの支柱部分に、甲乙の協力を受けた旨のサイン（以下「表示板」という。）を（1枚ずつ、同一の道路照明灯の同じ高さに）設置するものとする。ただし、丙が表示板設置後、甲又は乙の名称変更等による表示板の変更が生じた場合は、甲又は乙が設置するものとする。

3 丙は、甲乙が行う照明灯の資材調達及び必要な関係機関との協議について協力するものとする。

#### （表示板の設置）

第3条 表示板のデザイン等は、別図のとおりとする。但し、関係市町との協議により、変更が生じる場合には、この限りではない。

2 表示板は、甲乙に何らかの権利を発生させるものではない。

3 表示板の設置期間は、10年間とする。ただし、天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は丙が撤去する必要性が生じた場合及び、表示板の表示が困難になった場合はこの限りでない。

また、表示板設置後に、甲又は乙が実施要領第3条に反した場合は、甲又は乙の表示板を撤去するものとする。

(損失補償等の不請求)

第4条 甲乙は、表示板が10年以内に消去された場合、いかなる事由を問わず丙に対して、損失補償その他名目を問わず一切の請求権を有しないものとする。

(疑義等)

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 ○○○○○○○○  
代表者 ○○○○ ○○ ○○ 印

乙 ○○○○○○○○  
代表者 ○○○○ ○○ ○○ 印

丙 愛媛県○○地方局長  
○○ ○○ 印

※括弧書きの下線部分は、松山市に照明灯を設置する場合は削除すること。

別紙

愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）実施対象箇所

○ 対象照明灯一覧

対図 番号	新設・更新 の別	路線名	設置箇所	上・下線 の別	備考
1			○ ○市○○地先 (●●商店前)		
2					
3					

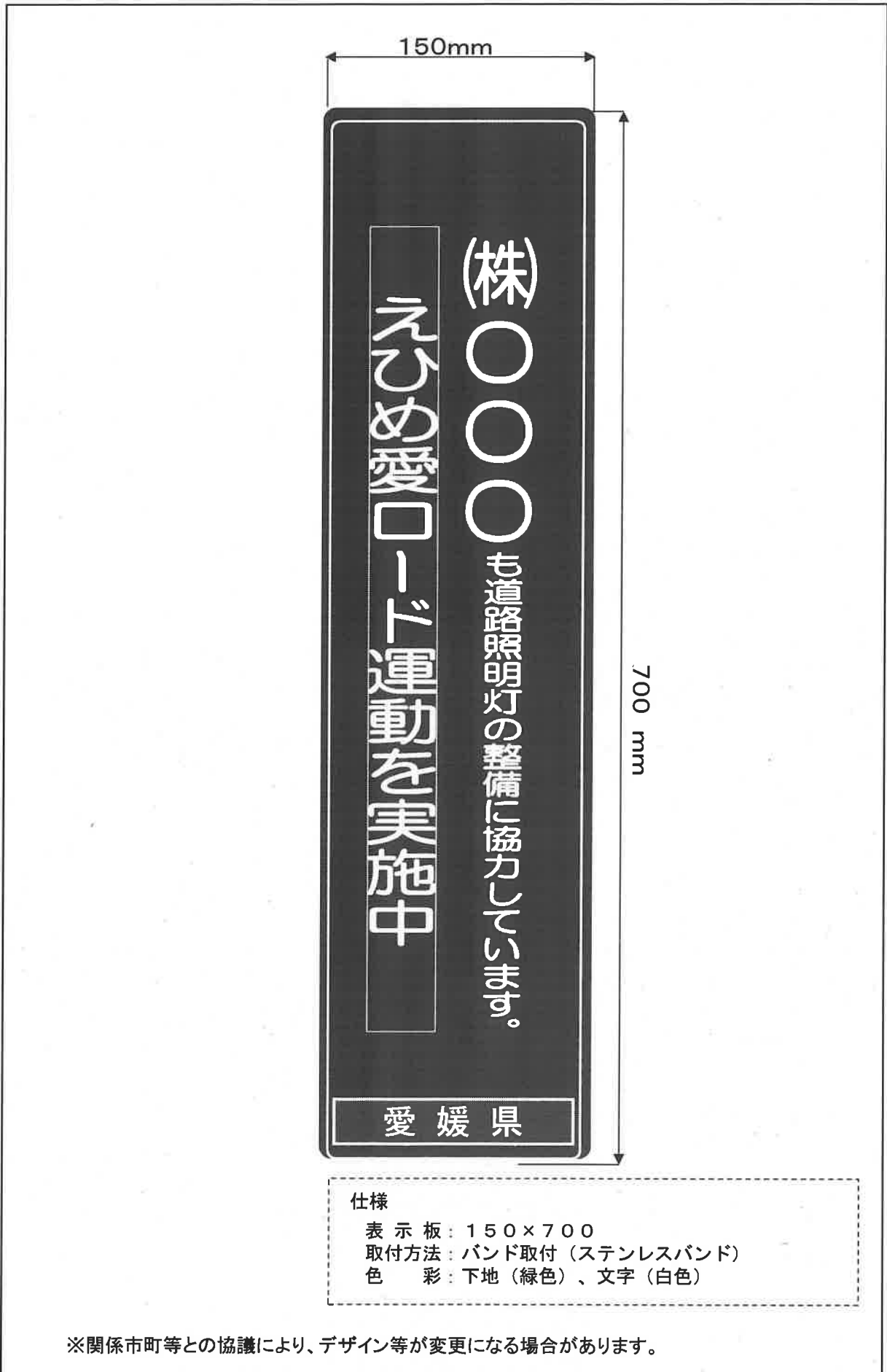
※欄が不足する場合には、適宜追加して記入すること。

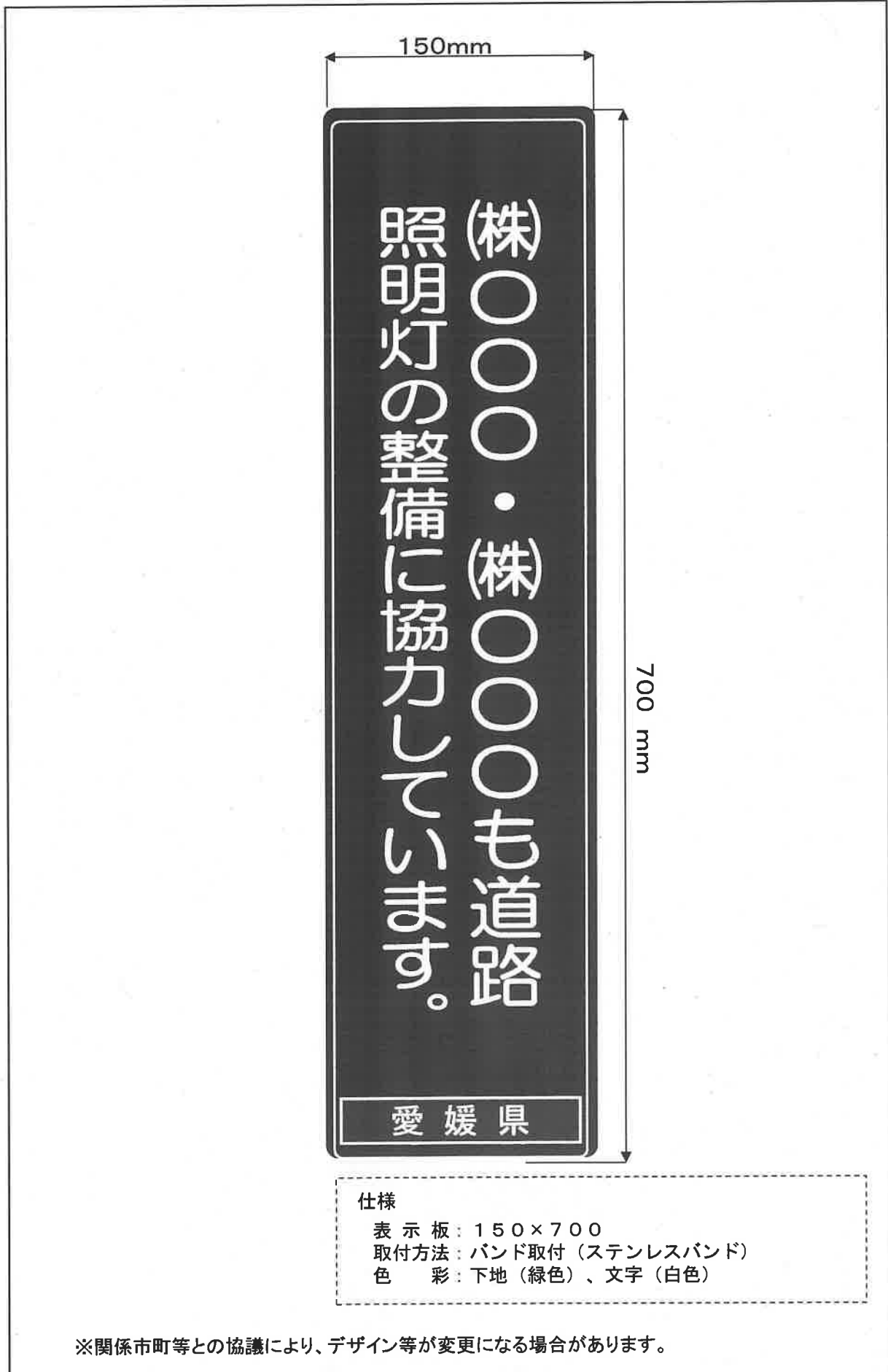


## 詳細図

※道路台帳又は住宅地図を使用、対象照明灯箇所に対図番号を記入のこと







参考様式（応募要領第5関係）

〇〇第 号  
年 月 日

〇〇〇〇 株式会社  
代表者 〇〇 〇〇 様

愛媛県〇〇地方局長

「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」にかかる  
道路照明灯の受領について

年 月 日付けで締結した「愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）」  
につきまして、貴社より提供のありました道路照明灯については、検収の結果  
支障ないものと認め、下記のとおり受領しましたのでお知らせします。

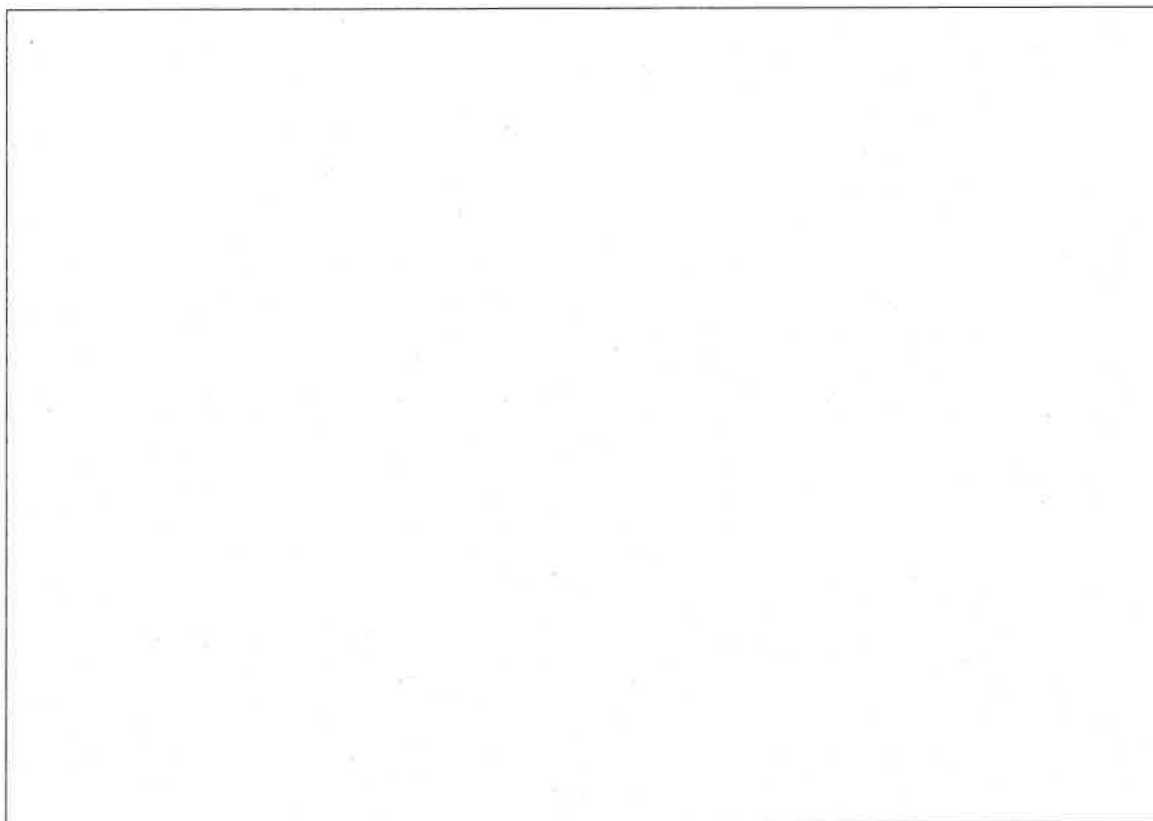
記

- 1 箇所：〇〇市〇〇地内
- 2 路線名：主要地方道 〇〇〇線
- 3 対象道路照明灯（詳細別紙のとおり）  
申込番号 〇、〇、〇 計〇本

※【施行注意】

- ・材料検収状況写真について、別途整理しておくこと（通知書には添付しない）
- ・複数のスポンサー等の場合には、スポンサー毎に作成通知すること。  
（提供を受けた道路照明灯とスポンサー等を特定するため）

1 位置図



2 事業対象道路照明灯材料検収結果

申込 番号	路線名	設置箇所	材料検収 結果	検収者 <sup>印</sup> (職・氏名)
①			支障なし	
②			支障なし	
③			支障なし	
④			支障なし	
⑤			支障なし	
⑥			支障なし	
⑦			支障なし	
⑧			支障なし	
⑨			支障なし	
⑩			支障なし	
合 計			_____ 本	

## 愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するとともに、あらたな道路利用者ニーズへの対応を目的に、道路交通安全上必要な道路照明灯の整備に協力する企業及び団体等（以下「企業等」という。）を募集し、企業等と愛媛県（以下「県」という。）が協働して道路照明灯の整備（以下「スポンサー事業」という。）を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる事業）

第2条 スポンサー事業の対象は、原則として、老朽化又は交通安全上設置が必要な箇所における道路照明灯の新設・更新で、県が必要と判断したものに限るものとする。

### （対象企業等）

第3条 スポンサー事業の趣旨に賛同する企業等を対象とし、次の各号の全てに該当する企業等とする。

（1）法人又は団体であること。

（2）次に掲げる企業等でないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの

イ 消費者金融・高利貸しに関わるもの

ウ たばこに係るもの

エ ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係るもの

オ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

カ 民事再生法又は会社更生法による再生又は県の指名停止措置要領に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

キ 代表者又は役員に暴力団又は暴力団の構成員として認められるに足りる相当の理由が認められる者が含まれるもの

ク その他、県が適当でないと認められるもの

（3）本県内に事業所を有するなど、本県との関わりが認められる企業等であること

(役割分担)

第4条 企業等は、県が指示する規格及び時期に道路照明灯の資材を県に提供するものとする。

2 県は、引き渡された道路照明灯又は企業等が表示を希望する既設道路照明灯で県が了解したものの支柱部分に企業等の協力を受けた旨のサイン(以下「表示板」という。)を設置するものとする。ただし、県が表示板設置後、企業等の名称変更等により表示板の変更が生じた場合は、企業等が設置するものとする。

3 県は、企業等がスポンサー事業を行う際に必要な関係機関との協議等について協力するものとする。

(表示板)

第5条 表示板は、企業等の協力により設置された道路照明灯又は企業等が表示を希望する既設道路照明灯で県が了解したものの管理上支障がない位置等に、協力いただいた企業名等を表示するものである。

2 表示板の大きさ、色彩等は、景観に配慮し、周囲と調和させるとともに、周辺生活環境や道路交通に影響を及ぼさないものとする。

3 表示板の設置期間は10年間とする。ただし、天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は県が撤去する必要が生じた場合及び表示板の表示が困難となった場合はこの限りでない。

また、表示板設置後に企業等が第3条に反した場合は、表示板を撤去するものとする。

(協定)

第6条 スポンサー事業の実施にあたっては、企業等と県がスポンサー事業について協定を締結するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、スポンサー事業の募集に関し必要な事項を「愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)応募要領」に定める。

(附則) この要領は、平成20年8月8日から施行する。

(附則) この要領は、平成26年8月8日から施行する。